

令和8年度

よくある質問集

～学童保育所～



令和 8年 4月版

【問合せ先】

宮代町子育て支援課 こども保育担当 （8 番窓口）
電話：0480-34-1111 内線 323・329

目次

入所前

- Q 1 学童保育所（児童クラブ）を利用したいのですが、申請から入所までの詳しい流れを教えてください。 P1
- Q 2 何年生まで預けられますか？ P2
- Q 3 入所は先着順ですか？ P2
- Q 4 申請を取下げたいのですが、どうすればよいですか？ P2
- Q 5 月の途中からでも入所できますか？ P2
- Q 6 夏休みだけの利用など学校の長期休業期間のみの利用はできますか？ . . . P2
- Q 7 現在は、他市に在住ですが、宮代町に転入予定で、宮代町内の小学校に通学予定です。学童保育所の利用を考えていますが、どのような手続きが必要でしょうか？ . . . P3

入所中

- Q 8 勤務先が変わりました。必要な手続きはありますか？ P4
- Q 9 転居して住所が変わりました。必要な手続きはありますか？ P4
- Q 10 ひとり親家庭になったのですが、必要な手続きはありますか？ P5
- Q 11 再婚し、家族が増えました。必要な手続きはありますか？ P6
- Q 12 現在、就労していますが、今後出産の予定があります。
産後は育児休業を取得する予定ですが、必要な手続きはありますか？ . . . P6
- Q 13 勤めていた職場を退職しました。必要な手続きはありますか？ P6
- Q 14 1ヶ月程度、学童保育所（児童クラブ）を利用する予定がないのですが、
どうすればよいですか？ P7

保育料

- Q 1 5 学童保育所（児童クラブ）の利用にかかる費用を教えてください。 . . . P8
- Q 1 6 月途中で入所した場合、保育料はどうなりますか？ P8
- Q 1 7 月途中で退所した場合、保育料はどうなりますか？ P8
- Q 1 8 夏休みだけの利用の場合、保育料はどうなりますか？ P8
- Q 1 9 保育料の免除の制度はありますか？ P9
- Q 2 0 保育料引落しの口座を変更したいのですが、どうすればよいですか？ . . P9

退所

- Q 2 1 退所する予定があります。必要な手続きはありますか？ P9
- Q 2 2 月の途中でも退所できますか？ P10
- Q 2 3 年度末で退所する予定です。「退所届」を提出する必要はありますか？ . P10

就労証明書

- Q 2 4 夏休み短期入所で利用していて、冬休みや春休みでも利用を希望したいです。
職場や就労状況に変更はないのですが、就労証明書を改めて提出する必要がありますか？ P10
- Q 2 5 学童保育所（児童クラブ）の申込みと同時期に下のきょうだいの保育所の申込や
幼稚園の無償化の申請があります。
就労証明書は申請する人数分必要ですか？ P11

よくあるご質問 

入所前

Q I 学童保育所（児童クラブ）を利用したいのですが、申請から入所までの詳しい流れを教えてください。

A 詳しい流れは次のとおりです。（入所を希望する時期によって異なります。）

〈4月から利用を希望の場合〉

1. 申請受付 … 例年 11 月～12 月頃
↓
2. 審査 ※各学童保育所において定員を大幅に超える申込があった場合、選考となり、入所をお待ちいただく場合があります。
↓
3. 入所申請結果通知書送付 … 例年 1 月下旬
↓
4. 入所説明会及び学童保育所での事前説明等
… 開催の有無、方法等は学童保育所で異なります。
↓
5. 入所（利用開始）

〈年度途中での利用を希望〉

1. 申請受付 … 利用開始希望日の 2 週間前まで
↓
2. 審査 ※ 申請時点において、入所を希望する学童保育所の定員を大幅に超える場合、入所をお待ちいただく場合があります。
↓
3. 入所申請結果通知書送付
↓
4. 学童保育所での事前説明等 … 実施の方法は学童保育所で異なります。
↓
5. 入所（利用開始）



Q 2 何年生まで預けられますか？



A 町内すべての学童保育所で6年生まで受入れています。

ただし、各学童保育所において定員を大幅に超える申込があった場合など、申込状況や入所状況によっては、学童保育所入所判定基準による選考となり、入所をお待ちいただく場合があります。

Q 3 入所は先着順ですか？

A いいえ。

各年度4月入所申請（一斉申込）については、申請受付期間終了後、すべての申請の事由等について審査します。その上で、各施設定員内であれば、要件を満たすすべての方が入所できます。

年度途中での入所申請については、申請時点において、入所を希望する学童保育所の定員を大幅に超える場合、入所をお待ちいただく場合があります。

Q 4 申請を取下げたいのですが、どうすればよいですか？

A 「学童保育所入所申込取下書」を子育て支援課こども保育担当まで提出してください。

Q 5 月の途中からでも入所できますか？

A はい。

入所に関する手続きに時間を要しますので、利用を始めた日の2週間前には申請関係書類一式を揃えて、子育て支援課こども保育担当に提出してください。

Q 6 夏休みだけの利用など学校の長期休業期間のみの利用はできますか？

A はい。

ただし、ご案内できるのは、入所を希望する学童保育所の定員に余裕がある場合です。

Q7 現在は、他市に在住ですが、宮代町に転入予定で、宮代町内の小学校に通学予定です。学童保育所の利用を考えていますが、どのような手続きが必要ですか？

A まずは、教育推進課学校教育担当（役場2階）と相談し、通学予定となる小学校を確認してください。小学校によって通所する学童保育所が異なります。確認のうえ、入所申請書一式をご記入いただき、ご提出ください。

入所中

Q8 勤務先が変わりました。必要な手続きはありますか？

A 子育て支援課こども保育担当 または 学童保育所 にて手続きをお願いします。

必要な手続きは、以下のとおりです。

(勤務先が変わった事由ごとに手続きが異なります。)

〈転職したため雇用主が変わった〉

- ① 「学童保育所入所内容変更届」と「就労証明書（転職先作成）」を提出してください。
- ② 提出済みの「児童家庭調書」の内容で変更が必要な箇所を修正してください。
(学童保育所に「児童家庭調書」の写しがありますので、送迎時に指導員にお声掛けいただき、写しの内容を修正していただいても構いません。)

〈雇用主は変わらず勤務地が変わった〉

- ① 提出済みの「児童家庭調書」の内容で変更が必要な箇所を修正してください。
(学童保育所に「児童家庭調書」の写しがありますので、送迎時に指導員にお声掛けいただき、写しの内容を修正していただいても構いません。)

Q9 転居して住所が変わりました。必要な手続きはありますか？

A 必要な手続きは次の通りです。(転居の事由ごとに手続きが異なります。)

〈宮代町内での転居〉

※ 通学する学校は変わらない場合

- ① 新住所記載の「学童保育所入所内容変更届」と「学童保育所から自宅までの略図」を提出してください。
- ② 提出済みの「児童家庭調書」の内容で変更が必要な箇所を修正してください。

(学童保育所に「児童家庭調書」の写しがありますので、送迎時に指導員にお声掛けいただき、写しの内容を修正していただいても構いません。)

※ 通学する学校が変わる場合

- ・入所を希望する学童保育所での入所申請をする必要があります。
- ・利用を始めたい日の2週間前までに申請関係書類一式を揃えて、子育て支援課こども保育担当に提出してください。
- ・ただし、ご希望の学童保育所の定員に余裕がない場合、入所をお待ちいただく場合(入所保留)もありますので、ご了承ください。

〈宮代町外へ転出〉



※ 町外へ転出後も通学中の学校在学が認められている場合

- ① 新住所記載の「学童保育所入所内容変更届」と「学童保育所から自宅までの略図」を提出してください。(年度内は入所が認められます)
- ② 提出済みの「児童家庭調書」の内容で変更が必要な箇所を修正してください。
(学童保育所に「児童家庭調書」の写しがありますので、送迎時に指導員にお声掛けいただき、写しの内容を修正していただいても構いません。)

※ 転校する場合

「退所届」を提出してください。

Q10 ひとり親家庭になったのですが、必要な手続きはありますか？

A 子育て支援課こども保育担当にて、次のとおり手続きをお願いします。

- ① 「学童保育所入所内容変更届」を提出してください。
 - ② 提出済みの「児童家庭調書」の内容で変更が必要な箇所を修正してください。
- ※ 保育料が免除になる場合がありますので、担当にご相談ください。

Q11 再婚し、家族が増えました。必要な手続きはありますか？

A 子育て支援課こども保育担当にて、次のとおり手続きをお願いします。

- ① 「学童保育所入所内容変更届」を提出してください。
- ② 提出済みの「児童家庭調書」の内容で変更が必要な箇所を修正してください。
- ③ 再婚した方の、保育を必要とする書類（就労証明書など）を提出してください。

（注意）

- ・保育料が免除となっている場合、要件から外れる場合があります。



Q12 現在、就労していますが、今後出産の予定があります。

産後は育児休業を取得する予定ですが、必要な手続きはありますか？

A 子育て支援課こども保育担当にて、次のとおり手続きをお願いします。

1. 次の書類を提出する。

- ① 「学童保育所入所内容変更届」
- ② 「母子手帳の写し（表紙・予定日欄）」
- ③ 「妊娠・出産申請申立書」



2. 産後8週を経過する前（育児休業に入る前）に「退所届」を提出する。

出産の予定がある場合、産前・産後8週の期間は、「妊娠・出産」の要件に該当しますが、産後8週の該当日を過ぎると育児休業を取得している場合でも入所要件に該当しないため、退所となります。

Q13 勤めていた職場を退職しました。必要な手続きはありますか？

A 子育て支援課こども保育担当にて、次のとおり手続きをお願いします。

（状況ごとに手続きが異なります。）

〈就労の予定がある〉

※求職活動をする場合

「求職活動申立書」を提出してください。



※次の就労先が決まっている場合

1. 「学童保育所入所内容変更届」と「転職後の就労証明書」を提出してください。
2. 提出済みの「児童家庭調書」の内容で変更が必要な箇所を修正してください。

〈就労の予定がない〉

入所の要件を満たさないため、退所となります。速やかに「退所届」を提出してください。

Q14 1ヶ月程度、学童保育所（児童クラブ）を利用する予定がないのですが、どうすればよいですか？

A 長期欠席届の制度があります。

長期欠席する予定の月の前月の1週間前までに下記①または②の方法で、手続きしてください。

《届出の受付期限》 長期欠席する予定日の1週間前まで

※手続き方法は、様式を 児童クラブ または 子育て支援課こども保育担当 に提出する方法 の2通りあります。

①宮代町の公式 LINE から「長期欠席届」を電子で提出する

②学童保育所（児童クラブ） または 子育て支援課こども保育担当 に「長期欠席届」を提出する。

※届出を提出されない等、正当な理由なく長期間にわたって通所実績がない場合は、入所を取り消すことがあります。

※おやつ代の取扱いについては、各児童クラブにお問い合わせください。

保育料

Q I 5 学童保育所（児童クラブ）の利用にかかる費用を教えてください。

A 利用にかかる費用は以下のとおりです。

① 保育料 ※各学童共通 … 町が徴収します。 （口座引落し）金額 8,000 円（月額）

② おやつ代 … 学童保育所（児童クラブ）が徴収します。

・かしの木児童クラブ ・いちょうの木児童クラブ ・ふじ児童クラブ ・かえて児童クラブ	}	… 2,000 円（月額） ※令和7年10月時点での金額です。
--	---	------------------------------------



③ 保険料 ※各学童共通 … 学童保育所（児童クラブ）が徴収します。

金額 800 円（年額）

※加入は必須です

Q I 6 月途中で入所した場合、保育料はどうなりますか？

A 利用開始日からの学童保育所開所日数（土曜日を含む）での日割り計算による保育料となります。

Q I 7 月途中で退所した場合、保育料はどうなりますか？

A 学童保育所の開所日における退所月の初日から退所日までの日割り計算による保育料となります。

Q I 8 夏休みだけの利用の場合、保育料はどうなりますか？

A 設定された保育期間での学童保育所開所日数（土曜日を含む）での日割り計算による保育料となります。

Q19 保育料の免除の制度はありますか？

A はい。免除となる要件は次のとおりです。

- ① 生活保護を受給している
- ② 児童扶養手当を受給している
- ③ 就学援助を受給している
- ④ 放課後等デイサービスに通っている

※上記のうちいずれかに該当すれば免除の対象となります。

(注意)

- ・上記要件に該当する場合でも申請がない場合には免除はされません。
- ・免除申請は、年度毎に必要です。

申請の際は、学童保育所（児童クラブ） または 子育て支援課こども保育担当 に 「学童保育所保育料免除申請書」 及び必要書類をご提出ください。

※詳しくは「令和8年度学童保育所保育料免除申請のお知らせ」をご確認ください。

Q20 保育料引落しの口座を変更したいのですが、どうすればよいですか？

A 変更したい口座情報記載済み(金融機関にて照合済み)の「口座振替依頼書」を、子育て支援課こども保育担当に提出してください。

引落とし口座変更の反映には一定期間を要します。「口座振替依頼書」を提出された月の保育料は納付書でお支払いいただき、翌月分以降、変更後の口座から引落しさせていただきます。

退所

Q21 月末で退所する予定があります。必要な手続きはありますか？

A 退所月の末日(土、日、祝の場合は直前の開庁日)までに、下記①または②の方法で「退所届」を提出してください。



①宮代町の公式 LINE から「退所届」を電子で提出する

②学童保育所（児童クラブ）または 子育て支援課こども保育担当に「退所届」を提出する。

※おやつ代の取扱いについては、各児童クラブにお問い合わせください。

Q 2 2 月の途中で退所できますか？

A 退所予定日の前日（前日が土、日、祝の場合は直前の開庁日）までに、下記①または②の方法で「退所届」を提出してください。

※退所する月の保育料については、退所する月の初日から退所する日までの学童保育所の開所日（土曜日を含む）日割り計算による保育料となります。

※一旦全額お支払いいただき、翌月以降に差額が返金となります。

Q 2 3 年度末で退所する予定です。「退所届」を提出する必要がありますか？

A 提出の必要はありません。

年度ごとの入所決定となっていますので、年度末で自動的に退所となります。

（注意）

翌年度に入所の希望があり、申請している場合は、「学童保育所入所申込取下書」をご提出ください。

就労証明書

Q 2 4 夏休み短期入所で利用していて、冬休みや春休みでも利用を希望したいです。
職場や就労状況に変更はないのですが、就労証明書を改めて提出する必要がありますか？

A 就労証明書の有効期限は 6 ヶ月ですので、入所の審査にかかる就労証明書の証明日が 6 ヶ月以内であれば、改めて提出していただく必要はありません。

Q 2 5 学童保育所（児童クラブ）の申込みと同時期に下のきょうだいの保育所の申込や幼稚園の無償化の申請があります。就労証明書は申請する人数分必要ですか？

A コピーでの対応が可能ですので、人数分用意する必要はありません。

コピーの余白に「原本は〇〇〇の申請で提出」等記入の上、提出してください。

その他、ご質問などがございましたら

お気軽に 子育て支援課 こども保育担当 へご連絡ください。